

# 事業概要

令和元年度

広島県東部厚生環境事務所  
広島県東部保健所



## 目 次

I	概 況	1~8
1	管内の概況	2
2	管内図・市町別主要指標	3
3	行政組織・業務内容	4
(1)	行政組織	4
(2)	沿革	5
4	常設の相談等実施計画	6
5	管内の状況一覧	7
II	主要事業の概要	9~18
1	地域保健福祉対策	10
2	地域福祉活動対策	10
3	高齢者保健福祉対策	10
4	戦没者遺族等援護対策	11
5	災害対策	11
6	児童福祉対策	11
7	母子・父子 寡婦福祉対策	11
8	医療対策	11
9	健康づくり・栄養改善対策	12
10	たばこ対策	13
11	感染症対策	13
12	歯科保健対策	14
13	精神保健福祉対策	14
14	難病対策	15
15	母子保健対策	15
16	生活衛生対策	16
17	薬事対策	17
18	環境保全対策	17
III	人口動態等	19~26
1	人口の推移	20
2	人口の伸率	20
3	世帯数の推移	21
4	世帯数の伸率	21
5	人口動態総覧	22
6	選択死因死亡者数	23

7	主要死因の状況	23
8	悪性新生物の部位別状況	24
9	市町別出生者数・死亡者数の推移	25
10	人口動態統計	26
IV	事業の実施状況	27～92
	<b>1 地域保健福祉対策</b>	
	(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況	28
	(2) 衛生教育の実施状況	29
	(3) 市町指導の状況	29
	(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	30
	(5) 医師臨床研修受入れ状況	30
	<b>2 高齢者保健福祉対策</b>	
	(1) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	31
	(2) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	32
	(3) 実地指導等件数	32
	<b>3 身体障害者等福祉対策</b>	
	(1) ろうあ者専門相談員の相談指導状況	33
	<b>4 児童・母子・父子・寡婦福祉対策</b>	
	(1) 母子福祉資金の貸付状況	34
	(2) 父子福祉資金の貸付状況	35
	(3) 寡婦福祉資金の貸付状況	36
	<b>5 医療対策</b>	
	(1) 病院・診療所の状況	37
	(2) 立入検査及び使用許可件数	37
	<b>6 健康増進・栄養改善対策等</b>	
	(1) 給食施設等の指導状況	38
	(2) 健康増進法及び食品表示法(保健事項)に基づく食品表示の相談・指導状況	39
	(3) 健康増進事業実施状況	39
	(4) 健康生活応援店の状況	40
	(5) 食育推進圏域連絡会議開催状況	41
	<b>7 感染症対策</b>	
	(1) 感染症発生状況	42
	(2) 結核の状況	43
	(3) 感染症発生に伴う指導状況	45
	(4) 新型インフルエンザ等対策の連絡会議開催状況	46
	(5) エイズ相談及びH I V抗原抗体検査・梅毒検査の状況	47
	(6) 健康教育実施状況	47

(7) 肝炎相談件数, 肝炎ウイルス検査の実施状況, 肝炎治療受給者証の交付状況 及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付状況 .....	48
--	----

## 8 歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況 .....	49
(2) 相談事業の状況 .....	49
(3) 市町指導・支援の状況 .....	49

## 9 精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況 .....	50
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 .....	50
(3) 組織育成支援状況 .....	50
(4) 相談指導実施状況 .....	51
(5) 家庭訪問指導状況 .....	52
(6) 個別事例検討会 .....	53
(7) 普及啓発・人材養成実施状況 .....	54

## 10 難病対策等

(1) 特定医療費（指定難病）の承認状況 .....	55
(2) 特定疾患治療研究事業の承認状況 .....	67
(3) 小児慢性特定疾病医療費助成の状況 .....	68
(4) 長期療養児療育相談指導の実施状況 .....	68
(5) 相談事業の実施状況 .....	69
(6) 電話相談及び面接相談等の状況 .....	69
(7) 家庭訪問指導の状況 .....	70
(8) 患者・家族に対する学習会の実施状況 .....	70
(9) 在宅療養支援計画策定・評価会議の開催状況 .....	70
(10) アレルギー疾患相談事業等実施状況 .....	71
(11) アスベスト相談状況 .....	72
(12) 森永ひ素ミルク患者対策 .....	72

## 11 母子保健対策

(1) 不妊治療費助成の申請状況 .....	73
(2) 不妊検査・一般不妊治療費助成の申請状況 .....	73
(3) 先天性代謝異常等検査結果指導状況 .....	73

## 12 食品衛生対策

(1) 施設数の状況 .....	74
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況 .....	76
(3) 食品衛生監視指導状況 .....	77
(4) 食品収去検査状況 .....	79
(5) 集団食中毒発生状況 .....	80

<b>13 生活衛生対策等</b>	
(1) 水道施設の監視状況 .....	80
(2) 狂犬病予防業務の状況 .....	81
<b>14 薬事対策</b>	
(1) 薬事監視指導状況 .....	81
(2) 毒劇物監視指導状況 .....	82
(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況 .....	83
(4) 医薬品収去検査状況 .....	84
(5) 献血状況 .....	84
(6) 温泉監視指導状況 .....	84
<b>15 環境保全対策</b>	
(1) 公害関係特定施設の状況 .....	85
(2) 土壌汚染対策の状況 .....	85
(3) フロン排出抑制法登録事業者登録状況 .....	86
(4) 公害苦情事案の取扱状況 .....	86
(5) 水質事故事案の取扱状況 .....	86
(6) 大気汚染測定項目(常設)一覧表 .....	87
〈光化学オキシダントに係る緊急時措置〉 .....	87
(7) 環境調査の実施状況 .....	88
<b>16 廃棄物対策</b>	
(1) 一般廃棄物処理施設等立入検査状況 .....	89
(2) 産業廃棄物処理業許可等の状況 .....	90
(3) 自動車リサイクル法登録・許可状況 .....	91
(4) 産業廃棄物処理施設設置状況等 .....	91
(5) 産業廃棄物関係立入指導等状況 .....	92
(6) 産業廃棄物に係る協議等 .....	92
<b>V その他の資料</b> .....	93~106
1 管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧 .....	94
2 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧 .....	95
3 平成30年度尾三地域保健対策協議会事業報告 .....	97

# I 概 況

# 1 管内の概況

## (1) 所管区域

当所は、平成 16 年度から管内市町の合併が進み、平成 31 年 4 月 1 日現在の管内区域は、広島県東部の三原市（平成 17 年 3 月 22 日三原市、豊田郡本郷町、御調郡久井町、賀茂郡大和町が新設合併）、尾道市（平成 17 年 3 月 28 日御調郡御調町、向島町が編入合併、平成 18 年 1 月 10 日因島市、豊田郡瀬戸田町が編入合併）、世羅郡世羅町（平成 16 年 10 月 1 日世羅郡甲山町、世羅町、世羅西町が新設合併）の 2 市 1 町となっている。

管内の総面積は 1,034.76 k m<sup>2</sup>で、県総面積の約 12.2%を占めている。また人口は、平成 31 年 1 月 1 日現在 243,281 人である。

地勢は、瀬戸内海沿岸部、島しょ部及び世羅台地を含む山間部とに大別される。沿岸部と島しょ部の一部は瀬戸内海国立公園に指定されている。

## (2) 気候

気候は、地域によって変化に富む。沿岸部及び島しょ部の瀬戸内海地域は平均気温が 15℃前後と温暖で、年降水量が約 1,100 mm で県内でも雨量は少ない地域である。一方、内陸部は平均気温が 12-13℃と比較的低く、年降水量は約 1,300 mm の地域である。

## (3) 産業

産業は、沿岸部では機械、造船、食品等の製造業が盛んである。尾道市の島しょ部は造船及び柑橘、野菜、花卉等の農業が盛んである。世羅町などの内陸部では米、野菜、果樹の栽培が盛んに行われ、食品加工や観光など第二次産業、第三次産業と連動した六次産業を目指している。

## (4) 交通

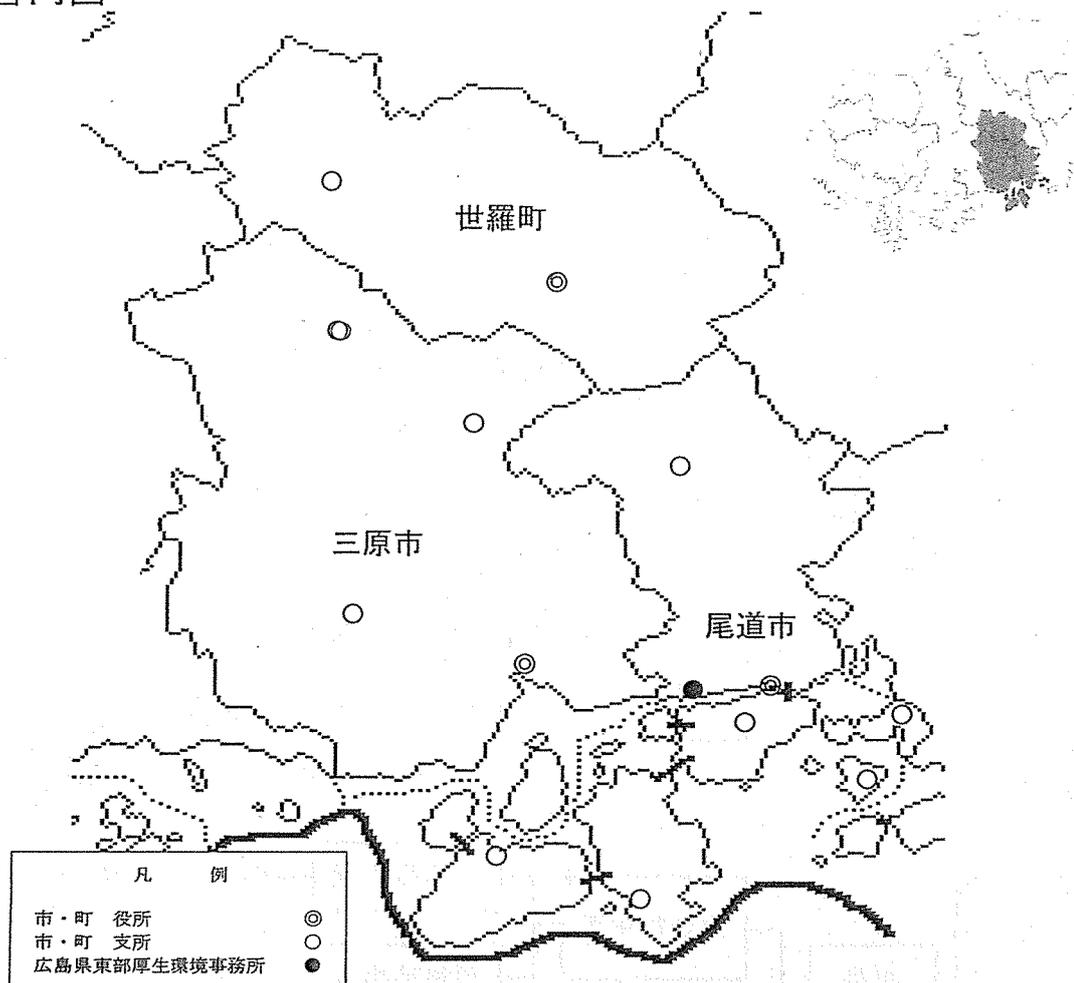
交通は、山陽新幹線、山陽本線、山陽自動車道、国道 2 号線が沿岸部の東西を貫き、国道 184 号線、県道三原東城線及び中国横断自動車道尾道松江線（通称中国やまなみ街道）が南北を結んでいる。また、島しょ部を西瀬戸自動車道（通称瀬戸内しまなみ海道）が南北に走り、中国地方と四国地方を結ぶ交通の結節点、中国四国地方の交通・物流の拠点となっている。

一方、中国、四国地方の拠点空港として平成 5 年 10 月に開港した広島空港には国内線 4 路線、国際線乗り継ぎ路線 1 路線（成田行き）、国際線 7 路線が就航している。

## (5) その他

三原市において、平成 7 年度に開学した広島県立保健福祉短期大学が、より高度な専門知識と能力を備えた人材の養成を目指して、平成 12 年 4 月に看護師・保健師・理学療法士・作業療法士など 5 つの専門領域を持つ 4 年制大学に移行した。さらに、平成 17 年 4 月には、県立広島女子大学、広島県立大学、広島県立保健福祉大学が統合され、県立広島大学が開学した。平成 19 年 4 月には公立大学法人県立広島大学となり、三原キャンパスには保健福祉学部が設置され、引続き保健・医療・福祉の総合的な人材育成の拠点となっている。

## 2 管内図



## 市町別主要指標

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町
面積 ( K m <sup>2</sup> )	1,034.76	471.51	285.11	278.14
世 帯 数	110,733	41,997	62,130	6,606
総 人 口	243,281	92,308	134,955	16,018
0 歳 ~ 1 4 歳	27,705 ( 11.4 )	10,898 ( 11.8 )	15,082 ( 11.2 )	1,725 ( 10.8 )
1 5 歳 ~ 6 4 歳	128,183 ( 52.7 )	49,249 ( 53.4 )	71,240 ( 52.8 )	7,694 ( 48.0 )
65歳~	87,393 ( 35.9 )	32,161 ( 34.8 )	48,633 ( 36.0 )	6,599 ( 41.2 )
人 口 密 度	235.1	195.8	473.3	57.6

(注1) 面積…「平成30年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

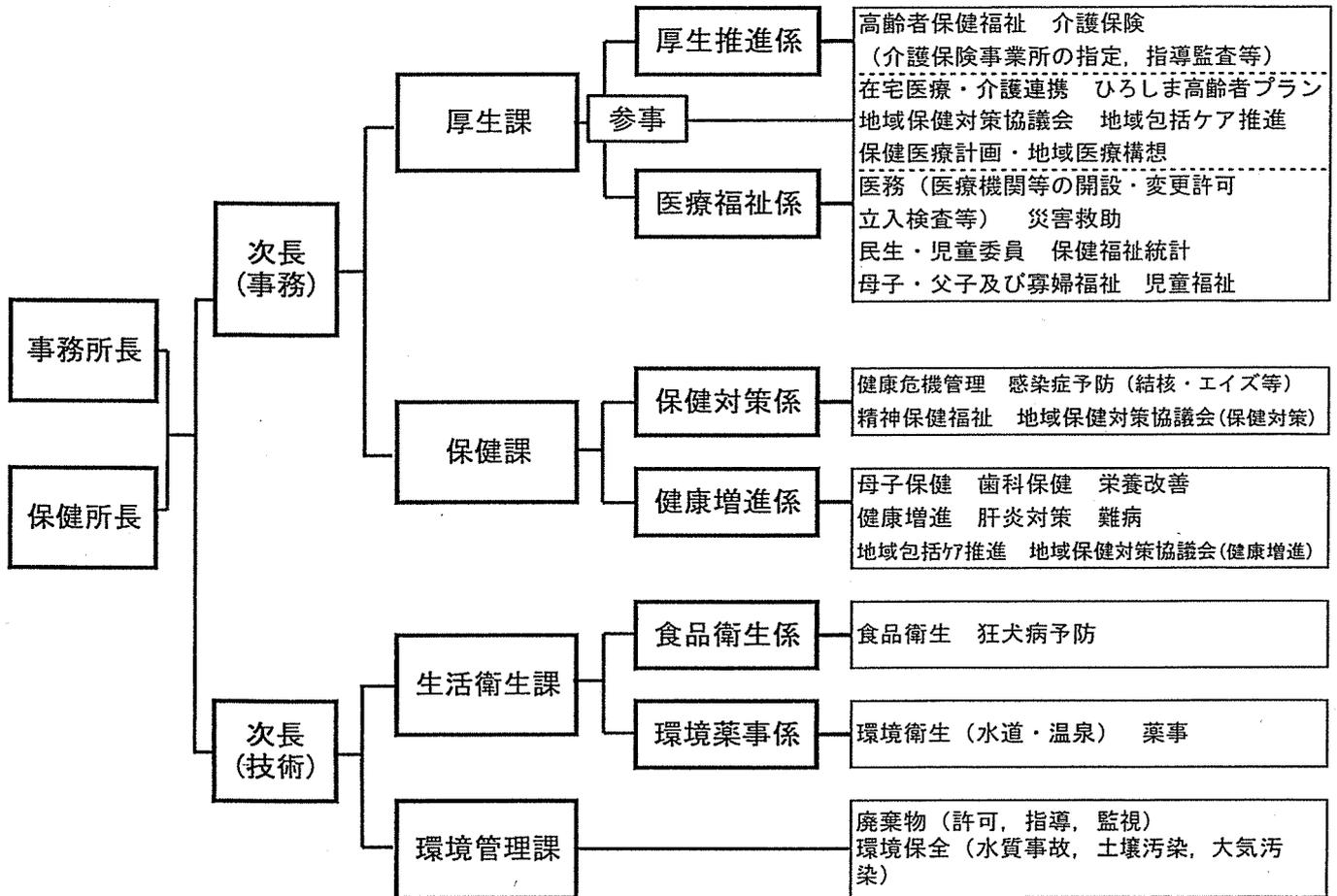
(注2) 世帯数、総人口、年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成31年1月1日現在](日本人住民)

(注3) 総人口年齢区分の下段( )は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

### 3 行政組織・業務内容

#### (1) 行政組織 (H31.4.1現在)



(2) 沿 革

尾三地域事務所厚生環境局		尾 三 地 域 保 健 所	
S26.10	御調, 世羅, 豊田地方事務所にそれぞれ厚生課を設置	S17.1	三原市宮沖町 107 に三原保健所を設置, 1 市 5 町 45 村を管轄
S31.5	尾道, 豊田地方事務所にそれぞれ福祉課を設置	S19.10	三原簡易保健健康相談所を三原保健所に統合
S39.4	尾道市栗原西一丁目に尾道福祉事務所を設置, 3 市 9 町を管轄 社会課, 保護課, 児童家庭課の課制施行	S24.11	医務課, 予防課の課制施行
S45.4	御調郡向東町が尾道市へ合併, 3 市 8 町を管轄	S26.7	医務課を総務課に課名称変更
S48.4	児童家庭課を福祉課に課名称変更	S28.5	公衆衛生課を設置
S51.4	尾道市東御所町 11-20(元尾道労政事務所)に移転 福祉課を指導課に, 保護課を福祉課に課名変更	S36.1	三原市糸崎町日桧山 1822-1 に犬焼却場を設置
S54.6	尾道市古浜町 26-12 に広島県尾道合同庁舎竣工, 移転	S36.9	改築工事のため三原市宮沖町三丁目に仮庁舎を設置
		S37.5	三原市宮沖町 107 に新庁舎竣工, 移転
		S42.4	公衆衛生課を環境衛生課に課名称変更
		S48.4	公害課, 試験検査課を設置
		S53.4	甲山保健所を統合, 1 市 6 町を管轄 予防課の係制を廃止, 保健指導課を設置
		S53.6	三原市円一町 1834-65 に広島県三原合同庁舎竣工, 移動
		S55.3	動物愛護センターの新設により犬焼却場を廃止
H 5.4.1	尾道福祉事務所, 三原保健所, 尾道保健所を統合し, 三原合同庁舎に三原総合福祉保健センター(三原福祉保健センター・三原保健所)を設置, 3 市 8 町を管轄 また, 尾道合同庁舎に尾道地域総合福祉保健センター(尾道地域福祉保健センター・三原保健所尾道支所)を設置, 2 市 2 町を管轄		
H 8.12.2	三原市円一町 2 丁目 4-1 に住所変更(三原市の住居表示の実施による)		
H 9.4.1	老人保健福祉推進室を保健福祉推進室に改組		
H13.4.1	地方機関の再編整備により, 三原福祉保健センターは尾三地域事務所厚生環境局に, 三原保健所は尾三地域保健所に, また尾道地域福祉保健センターは厚生環境局尾道分室に, 三原保健所尾道支所は尾三地域保健所尾道分室に改組		
H14.4.1	厚生環境局尾道分室は尾三地域事務所厚生環境局に, 尾三地域保健所尾道分室は尾三地域保健所に統合		
H16.10.1	世羅郡 3 町(甲山町, 世羅町, 世羅西町)が合併し, 世羅町が新設される		
H17.3.22	三原市, 豊田郡本郷町, 御調郡久井町, 賀茂郡大和町が合併し, 三原市が新設される		
H17.3.28	御調郡御調町, 御調郡向島町が尾道市へ合併 管内は 3 市 2 町となる		
H18.1.10	因島市, 豊田郡瀬戸田町が尾道市へ合併 管内は 2 市 1 町となる		
H21.4.1	地方機関の再整備により, 尾三地域事務所厚生環境局・尾三地域保健所は健康福祉局東部厚生環境事務所・東部保健所に改組(福山地域事務所厚生環境局・福山地域保健所は健康福祉局東部厚生環境事務所福山支所・東部保健所福山支所に改組)		

沿 革（尾道分室）

尾三地域事務所厚生環境局尾道分室		尾三地域保健所尾道分室	
S26.10	御調地方事務所に厚生課を設置	S19.4	県立尾道診療院を主体に県立尾道相談所を合併し、尾道市久保町 108-2 に尾道保健所を設置、尾道市及び御調郡・沼隈郡の 1 市 4 町 24 村を管轄
S31.5	尾道地方事務所に福祉課を設置	S19.10	簡易保健健康相談所を合併吸収 管轄区域の変更により御調郡の 7 村を編入 沼隈郡の 4 村が福山保健所の管轄となる
S39.4	尾道市栗原町西一丁目に尾道福祉事務所を設置、3 市 9 町を管轄 社会課、保護課、児童家庭課の課制施行	S26.5	午前 1 時頃不慮の火災により庁舎が全焼 尾道市栗原町 51-46 において業務を行う
S45.4	御調郡向東町が尾道市へ合併、3 市 8 町を管轄	S26.6	尾道市三軒家町に仮保健所を開設
S48.4	児童家庭課を福祉課に課名称変更	S27.8	尾道市久保町 108-2(旧庁舎跡)に新庁舎竣工、移転
S51.4	尾道市東御所町 11-20(元尾道労政事務所)に移転 福祉課を指導課に、保護課を福祉課に課名称変更	S36.10	因島市に尾道保健所因島駐在所を設置
S54.6	尾道市古浜町 26-12 に広島県尾道合同庁舎竣工、移転	S38.4	因島保健所が設置され、管轄区域の因島市が因島保健所の管轄になる
H5.4.1	尾道福祉事務所、三原保健所、尾道保健所を統合し、三原合同庁舎に三原総合福祉保健センター(三原福祉保健センター・三原保健所)を設置、3 市 8 町を管轄 また、尾道合同庁舎に尾道地域総合福祉保健センター(尾道地域福祉保健センター・三原保健所尾道支所)を設置、2 市 2 町を管轄	S39.4	管轄区域の変更により沼隈郡内海町、松永市が福山保健所の管轄になる
H9.4.1	地域調整室を廃止	S48.4	試験検査室を設置 環境衛生課に公害係を設置
H13.4.1	地方機関の再編整備により、尾三地域事務所厚生環境局尾道分室・尾三地域保健所尾道分室に改組	S54.6	尾道市古浜町 26-12 に尾道合同庁舎竣工 尾道市東久保町 7-28 の旧庁舎から合同庁舎に移転する
H14.4.1	厚生環境局尾道分室は尾三地域事務所厚生環境局に、尾三地域保健所尾道分室は尾三地域保健所に統合	S60.6	因島保健所が廃止され、因島市が管轄区域に編入 尾道市、因島市、御調町、向島町の 2 市 2 町を管轄

4 常設の相談等の実施計画

健康相談日

(令和元年度)

項 目	内 容	開 催 日	受 付 時 間	開 催 場 所	備 考
感 染 症 対 策	肝炎ウイルス検査及び相談 HIV 抗原抗体検査・梅毒検査及び相談	第 4 月 曜 日 (祝日を除く)	9:30~10:45 13:00~14:15	東部保健所相談室 及び診療・処置室	予約制
精 神 保 健 福 祉	精神保健福祉相談	第 3 水 曜 日	13:30~15:30	次のいずれかの場所で開催 尾道庁舎(東部保健所) 東部建設事務所三原支所 世羅保健福祉センター	予約制
健康づくり・栄養改善対策	アレルギー疾患相談事業	第 3 火 曜 日	13:30~15:30	東部保健所指導室	予約制

## 5 管内の状況 一覧

(平成31年3月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原 町	備 考
(※)保 育 所 公 立	-						
(※) 私 立	-						
(※)母 子 生 活 支 援 施 設	-						
(※)児 童 館	-						
(※)児 童 遊 園	-						
(※)障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	-						
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	14	1	6	2	5		
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	390	117	169	25	62	17	平成31年4月1日現在
病 院	24	12	11	1			
病 院 病 床 数	4,322	2,278	1,889	155			
一 般 診 療 所	210	69	130	11			
歯 科 診 療 所	130	54	71	5			
助 産 所	5	3	1	1			
施 術 所	200	56	135	9			
衛 生 検 査 所	1		1				
給 食 施 設 数	187	59	112	16			
食 品 関 係 施 設 数 (要 許 可)	4,683	1,604	2,645	434			
食 品 関 係 施 設 数 (不 要 許 可)	2,422	872	1,387	163			
食 品 関 係 条 例 対 象 施 設 数	640	193	400	47			
犬 の 登 録 頭 数	12,701	5,004	6,537	1,160			
(※)水 道 用 水 供 給 水 道	-						
(※)上 水 道	2			1	1		
(※)簡 易 水 道	1					1	
(※)専 用 水 道	-						
薬 局 (既 存 薬 局 を 含 む。)	168	56	105	7			
店 舗 販 売 業	54	21	28	5			
卸 売 販 売 業	28	9	18	1			
既 存 薬 種 商 等	-						

## 5 管内の状況 一覧

(平成31年3月31日現在)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	府 中 市	神 石 高 原 町	備 考
特 例 販 売 業	1	1					
高度管理医療機器等の販売業・貸与業	133	54	75	4			
管理医療機器販売業・貸与業	642	256	334	52			
麻 薬 取 扱 者	681	233	419	29			
(※)温 泉 利 用 施 設	-						
ば い 煙 発 生 施 設	391	198	164	29			
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	181	97	77	7			
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	26	7	18	1			
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	152	51	43	58			
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-						
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	324	155	122	47			
ダ イ オ キ シ ン 関 係 特 定 施 設	40	18	16	6			
水 質 汚 濁 関 係 特 定 事 業 場	960	310	546	104			
第一種フロン類充填回収業者(事業者数)	32	14	16	2			
汚 水 等 関 係 特 定 事 業 場	160	61	83	16			
汚 染 土 壌 処 理 業	-						
(※)ごみ処理施設 焼却施設	-						
(※) R D F 施 設	-						
(※) 資 源 化 施 設 (RDF 施 設 を 除 く)	-						
(※)一 般 廃 棄 物 最 終 処 分 場	-						
(※)し 尿 処 理 施 設	-						
産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業	401	161	200	40			
産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	460	184	228	48			
うち優良認定	-						
中 間 処 理 施 設	90	29	49	12			
最 終 処 分 場	15	9	5	1			
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	122	58	62	2			
産 業 廃 棄 物 事 業 場 外 保 管 届	-						
産 業 廃 棄 物 多 量 排 出 事 業 者 処 理 計 画 策 定 事 業 所	93	36	48	9			
自 動 車 リ サ イ ク ル 引 取 業 者	52	20	24	8			
フロン類 回 収 業 者	29	10	14	5			
解 体 業 者	8	2	3	3			
破 碎 業 者	4	2	2				

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

(注3) (※)は権限移譲により事務を所管していない場合は、掲載しない。

## Ⅱ 主要事業の概要

## 1 地域保健福祉対策

地域保健法に基づく地域保健及び地域福祉に係る広域的・専門的・技術的拠点として、市町や関係機関との連携を図りながら、住民のニーズに即した地域保健福祉対策を推進する。

### (1) 情報収集管理

管内市町及び関係機関と保健・福祉情報の共有化を推進するため、必要な情報の収集を行うとともに適切な情報の提供に努める。

### (2) 人材育成と資質の向上

ア 地域保健福祉に関わる関係者に対して、機能強化のための研修等を企画・実施し、その資質の向上と活動の充実強化を図るよう支援する。

イ 少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療・福祉サービスへの需要が拡大している。このような状況に対応するため、医師・歯科医師の臨床研修の実施や保健福祉関係大学の学生を受け入れ、時代に即応した知識・技術が習得できるよう効果的な実習指導を行い、人材の育成を支援する。

### (3) 地域保健対策協議会活動

管内において、市町及び医師会など保健・医療・福祉の関係機関や団体によって、地域住民の健康の保持増進に寄与することを目的として、「尾三地域保健対策協議会」が組織されている。

この協議会では、保健医療計画推進事業、健康ひろしま 21 計画推進事業、精神保健福祉対策、感染症対策等に係る調査・研究事業を実施しており、平成 29 年度に第 7 次保健医療計画や第 7 期高齢者プランの策定、地域包括ケアシステムの構築支援、健康ひろしま 21 中間見直しなどを行い、平成 30 年度から新たな計画を推進している。

引き続き、管内の保健・医療・福祉水準の向上を図るため、この協議会の円滑な運営や事業実施を支援する。

## 2 地域福祉活動対策

管内の民生委員・児童委員は 850 人（平成 31 年 4 月 1 日現在）であり、それぞれの地域で行政機関等と連携しながら、住民の福祉の増進、子どもに関する相談・支援など多岐にわたる活動を行っている。

## 3 高齢者保健福祉対策

平成 31 年 1 月 1 日現在の管内の高齢者数は 87,393 人で、高齢化率は 35.9% となっており、県平均（29.0%）を大幅に上回っている。

こうした高齢化の進展を踏まえ、平成 30 年 3 月に策定した第 7 期ひろしま高齢者プラン《介護保険事業支援計画》（平成 30～32 年度）に基づく、市町介護保険事業計画の実施を支援する。保険者等との連携を図りながら安心できる介護サービス提供体制づくりを推進し、介護サービスの質の向上と給付の適正化を推進するとともに、介護保険制度の安定的な運営を図る。

### (1) 介護保険制度の安定的な運営

介護保険制度の安定的な運営を確保するため、保険者である市町の指導、支援を実施するとともに、介護サービスの質の確保と介護給付の適正化を図るため、介護

サービス事業者に対する実地指導等を計画的に実施する。

また、市町と緊密な連携を図り、事業者指定を行う。

なお、平成 31 年 4 月 1 日現在の管内介護保険指定事業所・施設の指定状況は次のとおりとなっている。※管内：三原市、尾道市、世羅町、府中市、神石高原町

① 指定居宅サービス事業所（介護予防事業所）	390 (209)
② 介護医療院	0
③ 介護療養型医療施設	7

#### (2) 高齢者の自立生活の支援と地域づくり

平成 18 年度から、市町の「地域支援事業」として介護予防事業、包括的支援事業等を実施してきており、高齢者が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、管内 13 箇所の地域包括支援センターを中心とした取組み行われている。

平成 27 年度から介護予防事業の一部が新しい総合事業へ順次移行しているため、引き続き市町と連携を図り、円滑な移行を行う。

### 4 戦没者遺族等援護対策

市町等が行う戦没者追悼式等に出席し哀悼の意を表する。

### 5 災害対策

広島県地域防災計画に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。

また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速に確認・調査する。さらに、災害救助法が適用された場合は、市町長の災害救助活動及び防疫活動等を支援する。

### 6 児童福祉対策

児童を将来の社会の担い手として、健全に育成することは重要な課題であるため、子育てを支援する環境づくりを促進し、児童福祉思想の普及啓発に努めるとともに各種の施策を推進する。

### 7 母子・父子・寡婦福祉対策

母子・父子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の促進と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するため、福祉資金の貸付を行っている。

平成 30 年度の新規貸付は 31 件 19,521 千円で、修学資金・修業資金・就学支度資金の貸付額が 95%を占めている。

### 8 医療対策

#### (1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、主に病院・有床診療所を対象に医療法第 25 条第 1 項による立入検査を実施し、医療従事者の確保、構造設備、医療の安全管理等について必要な指導を行う。

平成 30 年度は、管内の病院 23 施設、有床診療所 6 施設について立入検査を実施した。

## (2) 救急医療対策

休日夜間救急診療所及び在宅当番医制により、地域住民のための初期救急医療が確保されるとともに、病院群輪番制により、休日又は夜間の重症救急患者を対象とした二次救急医療体制が整備されている。

また、三次救急医療を必要とする救急患者に対応するため、厚生連尾道総合病院に地域救命救急センターが整備されている。

小児救急医療体制については、初期救急医療は尾道地区及び三原地区にそれぞれ1施設ずつ、二次救急医療は24時間365日体制の拠点病院が尾道地区に1施設整備されている。

## (3) 地域保健医療計画等の推進

平成30年3月に、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療の対策や、地域医療構想の取組を定めた地域保健医療計画を策定した。

令和元年度も引き続き、進捗状況の把握を行うとともに、課題解決に向けた今後の取組を検討していく。

なお、平成28年3月に策定した広島県地域医療構想について、地域医療構想調整会議等による関係者の協議を促進し、将来のあるべき医療・介護提供体制の実現に向けた意見集約、合意形成に努めている。平成30年度からは、地域医療構想調整会議病院部会において、各医療機関が担う医療機能の役割分担について集中的な検討を促進している。

## 9 健康づくり・栄養改善対策

### (1) 健康ひろしま21圏域推進事業

平成30年3月に中間見直しをした「健康ひろしま21圏域計画（第2次）」の推進に向け、「健康ひろしま21計画委員会」において、保健・医療・職域等の関係機関が連携し、住民の主体的な健康づくりを支援する体制整備に努めるとともに、肝炎対策に関する研修会を開催する。

また、市町において策定された健康増進計画の推進及び評価のための支援を行う。

平成30年度からは、「喫煙対策ワーキング会議」において、飲食店における受動喫煙防止、喫煙をやめたい人への禁煙支援等の検討及び、研修会の開催等地域でのたばこ対策を推進する。

圏域産後早期ケア支援事業連絡会議では、地域の医療機関等（産科・小児科・精神科）と連携した妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援について検討を行い、子育て支援に関する研修会を開催する。

### (2) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患は増加傾向にあり、治療法等についても膨大な情報が氾濫し、正しい情報の取捨選択が困難となっている。そのため、生活を中心とした相談事業を継続的に実施し、子育て支援及び健やかな生活を支援する。

### (3) 食育推進対策

食育の普及啓発や推進体制の整備などを図るとともに、食育推進圏域連絡会議を

開催することにより、情報共有などを行う。また、市町食育推進計画の策定及び推進のための支援を行う。

#### (4) 栄養改善対策

特定給食施設等における栄養管理状況等を把握し、適正な栄養管理及び給食を通じた望ましい食生活・食習慣の定着を図る取組が推進されるよう指導・助言を行う。

また、食品関連事業者等に対し、関係部署と緊密に連携を図りながら、食品の栄養成分表示及び誇大表示の禁止等に関する助言・指導を行う。

市町における栄養改善業務が効果的に展開されるよう、市町栄養士等と情報共有を図るとともに、当該栄養士等に対し必要な指導・助言等を行う。

### 10 たばこ対策

禁煙週間における庁舎内全面禁煙の実施や、ポスター・パネルの展示等による受動喫煙防止の普及啓発及び喫煙者への禁煙指導を行う。

また、「広島県がん対策推進条例」に基づき受動喫煙防止対策として義務化となっている、飲食店での禁煙・分煙等喫煙可否の表示を推進するとともに、禁煙・受動喫煙防止の環境整備を図るため、健康生活応援店（たばこ対策）の認証制度について普及啓発を行う。

### 11 感染症対策

#### (1) 危機管理

感染症発生時においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、患者の人権に配慮した迅速かつ的確な対処を図るとともに、二次感染の防止に努める。

#### (2) 感染症発生動向調査

1 類感染症から 5 類感染症のすべての疾病を対象に感染症の発生状況及び流行実態の早期把握を図り、週単位（一部月単位）での情報収集と還元情報の提供を行う。

#### (3) 結核予防対策

結核患者に対し、関係機関との連携のもとに確実な治療を支援する。また、接触者健診により、感染・発病の早期発見・予防に努める。

#### (4) 性感染症（エイズ）予防対策

来所及び電話による相談及びH I V抗原抗体検査・梅毒検査を実施し、住民に対する正しい知識の普及啓発に努める。

ア HIV 抗原抗体検査・梅毒検査 毎月第4月曜日 9:30~14:15 2階診察・処置室  
イ 性感染症・HIV 市民公開講座・HIV 抗原抗体検査（尾道市医師会 STD・HIV 対策プロジェクト委員会と共催） 7月しまなみ交流館（尾道駅前）

ウ エイズキャンペーン・HIV 抗原抗体検査・梅毒検査（尾道市医師会 STD・HIV 対策プロジェクト委員会と共催） 12月しまなみ交流館（尾道駅前）

#### (5) 新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザの発生に備え、感染拡大を可能な限り抑制するとともに、地区医師会や関係医療機関等と連携し、適切な医療提供体制の構築に努める。

## (6) 肝炎ウイルス対策

来所及び電話による肝炎に係る相談及び肝炎ウイルス検査を実施し、正しい知識の普及に努める。

肝炎ウイルス陽性者については、市町や医療機関等との連携し精密検査の早期受診勧奨を行うとともに、治療終了者については、「肝疾患患者フォローアップシステム」を活用した継続的な受診勧奨を行い、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

また、肝炎ウイルス治療に係る経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成するとともに、肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減を図るため、一定の条件を満たしたものに対し医療費の一部を助成する。

## 12 歯科保健対策

「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」や、「広島県歯と口腔の健康づくり推進計画」に基づき、歯科保健に関する普及啓発等に努めるとともに、管内歯科保健統計をまとめ市町等へ情報提供を行う。

また、地域における歯科保健事業を効果的に展開するため、各市町歯科衛生連絡協議会の円滑な運営や事業の実施を支援する。

## 13 精神保健福祉対策

### (1) 医療対策の推進及び危機管理体制の整備

#### ア 適正医療と人権

精神障害者に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」）に基づく入院措置の適正な運用を図り、その治療と福祉の向上に努める。

また、精神科病院への実地指導等を行い、入院者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。

#### イ 危機管理体制

精神保健福祉法第 27 条の措置診察を迅速でより人権に配慮した診察とするため、休日における輪番制により医師の確保体制を整備する。

また、関係機関（警察署、精神科病院・診療所、市町等）と連絡会議を開催し、精神保健に係る緊急対応の円滑な推進を図る。

### (2) 精神保健福祉対策の推進

#### ア 地域精神保健福祉活動

(ア) 精神障害者が地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう、包括的なケアの体制に向けて尾三圏域の関係者で会議を行い、現状・課題を共有し方策を検討する。

(イ) 措置入院者の退院後の病気の再燃、再措置、再入院を未然に防ぎ、安心して地域生活が送れるように、広島県精神障害者の退院後支援に関するガイドラインに基づき、同意が得られた方に対してケース検討会を実施する。退院後支援に係る計画を作成し、支援計画に沿って医療機関や関係機関等と連携を図り、

退院後支援を行う。

- (ウ) 訪問や相談、精神科専門医による相談を行い、必要に応じて関係者や関係機関と連携を図り、早期治療及び精神障害者が安心して地域生活を送れるよう支援する。必要と判断された方に対して相談医による訪問指導の体制も確保する。
- (エ) 長期入院患者の退院意欲の喚起や安心して地域生活を送ることが出来るように、関係者と協力してピアサポーター養成・派遣事業（委託）を行う。
- (オ) 保健医療福祉関係者等を対象に、支援者の対応力向上及び体制の充実を図るため精神保健福祉研修会を開催する。
- (カ) 医療観察法に基づく社会復帰支援として、ケア会議の参加、関係機関との連携等行う。

#### イ ひきこもり等対策

ひきこもりの家族を対象にひきこもり家族のつどいを開催し、家族同士の交流を図ると共に、家族としての対応を学ぶ場とする。また、支援関係者も含めて対応や支援方法を学ぶために研修会を実施する。

#### ウ 自殺予防対策

- (ア) 地域医療連携ワーキング会議や地域医療連携研修会を開催し、医師を中心とした医療保健福祉等関係者の自殺対策への意識や対応力の向上と、地域特性に即した自殺予防・自殺未遂者支援等に向けた地域医療連携、地域支援体制の推進を図る。
- (イ) うつ・自殺対策に関する情報及び相談機関を掲載したリーフレットの配布や展示等により、関係者・地域住民等へ普及啓発する。

### 14 難病対策

特定疾患及び小児慢性特定疾患の患者、家族を対象に医療、保健、福祉、教育等に関する相談事業等を実施し、不安の解消、医療・福祉の向上等を図るとともに、難病患者の会が行う主体的な活動に対して、適切な情報提供、助言等の側面支援を行う。

なお、状況に応じ難病患者の在宅療養を支援するため、地域支援事業により関係者が会議等開催し共通認識を図る。

また、治療が極めて困難で、医療費が高額となる指定難病等及び小児慢性特定疾病の医療費の一部を助成し、患者家族の経済的負担の軽減を図る。

(平成 31 年 3 月 31 日現在の管内の特定疾患承認者数 5 人、特定医療費（指定難病）承認者数 2,001 人、小児慢性特定疾病承認者数 236 人)

### 15 母子保健対策

#### (1) 地域の母子保健対策の推進

「管内母子保健連絡会議」を開催し、保健所と市町が地域の母子保健対策等について共通認識を図り、母子保健・子育て支援の総合的な推進に努める。

#### (2) 不妊治療支援事業

##### ア 特定不妊治療への助成

特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

平成 28 年度からは年齢制限及び男性不妊治療の助成が追加、さらに令和元年度

からは男性不妊治療に係る初回加算の適用が始まり、引き続き窓口などにおいて周知を図る。

イ 不妊検査・一般不妊治療への助成

不妊を心配する夫婦に対して、適切な治療の早期開始に結び付けるため、夫婦が共に不妊検査を受けた場合の不妊検査・一般不妊治療に要する費用の一部を助成する。

(3) 心身障害児対策

先天性代謝異常等要精密検査児に対し、保護者の不安の軽減を図り、早期受診・早期治療に繋げるとともに、市町と連携し健やかな成長を育むための支援に努める。

16 生活衛生対策

(1) 食品衛生対策

「衛生管理」、「食品表示」、「リスクコミュニケーション」、「危機管理」、「人材育成」の5つの体系ごとに施策が整理され、具体的な推進目標を掲げた「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」及び食品衛生法に基づき策定された平成31年度広島県食品衛生監視指導計画等より、次の事項を重点的に実施し、食品の安全・安心の確保に努める。

ア 食中毒等食品事故発生のリスクの高い施設（大量調理施設、広域流通食品製造施設、かき処理施設等）に対する重点的、効果的な監視指導

イ 管内で製造・加工された食品及び流通している食品や農産物等の収去検査

ウ 食品関係事業者や消費者に対する食中毒防止や食品表示講習会等による普及啓発の推進

エ 国際基準のHACCPによる衛生管理の周知及び自主衛生管理の普及推進

(2) 生活衛生対策

生活衛生営業施設に係る許認可及び監視業務に係る権限については、管内市町への移譲を完了しているが、「生活衛生事務調整会議」の開催を通じて公衆衛生の確保に係る連携を継続し、当該業務の関係機関における円滑な運用を図る。

(3) 水道対策

快適で安心できる県民生活の実現に資するため、渇水等の自然災害に強く持続可能な水道施設の整備を指導する。特に地震に対しての耐震性能を備えた施設の計画的な整備を促す。

また、水道水の安全を確保するため、水道施設の立入検査を実施し、クリプトスポリジウム等の対策等について監視指導するとともに、河川等の水源及び水道施設への有害物の流入など水質事故発生時における危機管理体制の一層の充実を図る。

(4) 狂犬病予防対策

狂犬病発生時に、その拡大とまん延の防止に不可欠な犬の登録の徹底及び予防注射接種率の向上のため、管内市町における犬の登録及び注射の状況を把握するとともに、市町、地区獣医師会等との連絡会議を通じて連携を強化する。

## 17 薬事対策

### (1) 医薬品対策

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保、不良・不正医薬品の排除及び医薬品等の適正な管理を図るため、薬局・医薬品等販売施設への立入検査及び医薬品の収去検査を実施する。

また、広島県の医薬分業は、かなりの進展をみているが、患者の服薬管理が適正となっているとは言い難い。包括医療の一環としても患者が「かかりつけ薬局」、「かかりつけ薬剤師」を選べるように各薬局が「健康サポート薬局」となるよう推進する。

### (2) 毒物劇物対策

毒物及び劇物による危害を防止するため、毒物劇物営業者及び業務上取扱者に立入検査し、保管管理等取扱い、譲渡手続等について監視指導を実施する。

### (3) 麻薬、向精神薬、覚醒剤、大麻、けし対策

医療機関、薬局等に対し、麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料の保管、管理、記録等について監視指導を実施する。

また、けしの不正栽培等の監視指導を実施する。

### (4) 献血対策

医療が必要とする安全性の高い血液を確保するため、400ml 献血、成分献血の推進を図るとともに、管内市町の献血組織の育成及び積極的な広報活動を展開し、献血思想の普及に努める。

### (5) 薬物乱用防止対策

近年、覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用は、若年層に浸透する等大きな社会問題となっている。このため、「広島県薬物乱用防止指導員尾三地区協議会」等の関係団体、関係機関と連携を図り、街頭キャンペーンや健康まつり等において啓発活動を行い、薬物乱用防止思想の普及に努める。

## 18 環境保全対策

### (1) 大気汚染防止対策

大気汚染の状況を監視するため、三原市内2か所及び尾道市内1か所で大気汚染物質や気象状況を常時測定し、オキシダント注意報等大気汚染に係る緊急の発令時には、関係工場に対して協力を求める。

また、大気汚染防止法及び広島県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）の規制対象となっている工場・事業場の立入検査等を行う。

### (2) アスベスト対策

アスベストの環境モニタリング調査を実施するとともに、解体現場等における特定粉じん排出等作業の立入検査等を行い、飛散防止を指導する。

### (3) 水質汚濁防止対策

公共用水域等の水質汚濁の状況を監視するため、河川及び海域の水質を定期的に調査するとともに地下水の水質を調査する。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法、水質汚濁防止法及び県条例の規制対象となっている工場・事業場の立入検査及び排水検査を実施するとともに、公共下水道

の認可区域外の区域について、生活排水による汚濁を防止するため、関係市町と連携して浄化槽の設置を推進し、総合的な水質汚濁防止に努める。

(4) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法及び県条例に基づき、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地改変等に係る届出、土地履歴調査や汚染状況調査について指導する。

(5) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象となっている工場・事業場の立入検査等を行い、特定施設の設置者に排ガス、燃え殻及びばいじんに係る測定や規制基準遵守を指導する。

(6) 一般廃棄物対策

各市町におけるごみの排出抑制、減量化及びリサイクルの推進を図るよう助言する。

(7) 産業廃棄物対策

産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進するとともに、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物多量排出事業者及び解体現場等に立入検査等を実施し、産業廃棄物の適正処理を指導する。

また、陸・海・空からの監視パトロールを関係機関と連携して実施し、不法投棄などの早期発見・早期是正に努める。

PCB廃棄物については、保管事業者に対し年度報告及び早期適正処理を指導する。

(8) 環境保全啓発

広島県環境基本計画に基づく環境にやさしい広島づくりと次代への継承への取組を推進するため、環境負荷の少ない社会を支える「人づくり・仕組みづくり」に努める。

(9) 公害苦情事案

公害に関する苦情について住民の相談に応じ、苦情処理のために必要な調査、指導及び助言等を行い、迅速かつ適正な処理に取り組む。

### III 人口動態等

## 1 人口の推移

(単位:人)

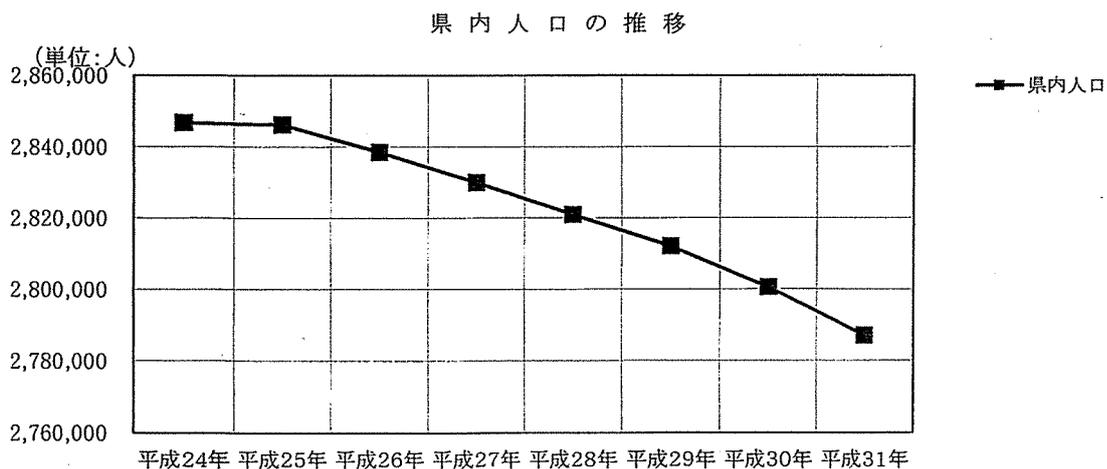
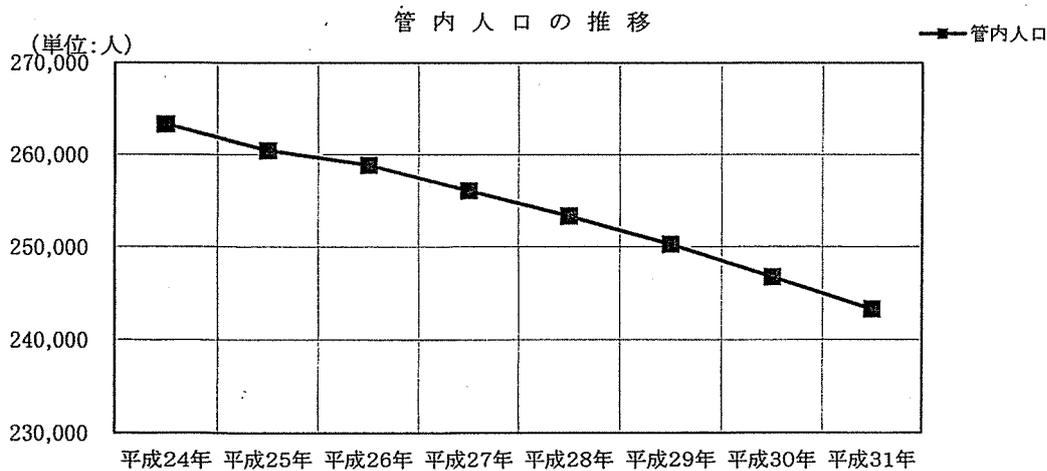
区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
三原市	99,636	98,627	98,102	97,183	96,102	95,045	93,718	92,308
尾道市	145,937	144,310	143,409	141,816	140,405	138,662	136,731	134,955
世羅町	17,753	17,534	17,360	17,096	16,827	16,590	16,320	16,018
管内	263,326	260,471	258,871	256,095	253,334	250,297	246,769	243,281
広島県	2,846,680	2,846,222	2,838,523	2,829,993	2,820,988	2,812,091	2,800,530	2,787,086

(注) 平成31年1月1日住民基本台帳人口・世帯数(日本人住民)による。

## 2 人口の伸率

(単位:%)

区分	24年～25年	25年～26年	26年～27年	27年～28年	28年～29年	29年～30年	30年～31年
三原市	△ 1.0	△ 0.5	△ 0.9	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.4	△ 1.5
尾道市	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.0	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.3
世羅町	△ 1.2	△ 1.0	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.6	△ 1.9
管内	△ 1.1	△ 0.6	△ 1.1	△ 1.1	△ 1.2	△ 1.4	△ 1.4
広島県	△ 0.0	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.5



### 3 世帯数の推移

(単位:世帯)

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
三原市	42,772	42,713	42,811	42,837	42,583	42,679	42,426	41,997
尾道市	63,484	63,574	63,334	63,185	62,887	62,872	62,611	62,130
世羅町	6,724	6,743	6,729	6,729	6,659	6,703	6,688	6,606
管内	112,980	113,030	112,874	112,751	112,129	112,254	111,725	110,733
広島県	1,239,126	1,245,350	1,251,348	1,257,769	1,258,026	1,272,074	1,277,485	1,274,785

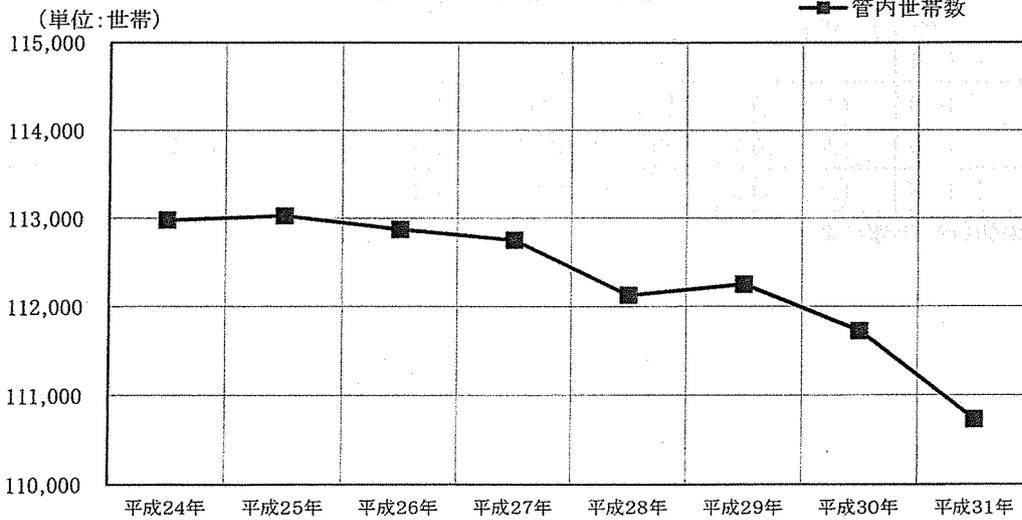
(注) 平成31年1月1日住民基本台帳人口・世帯数(日本人住民)による。

### 4 世帯数の伸率

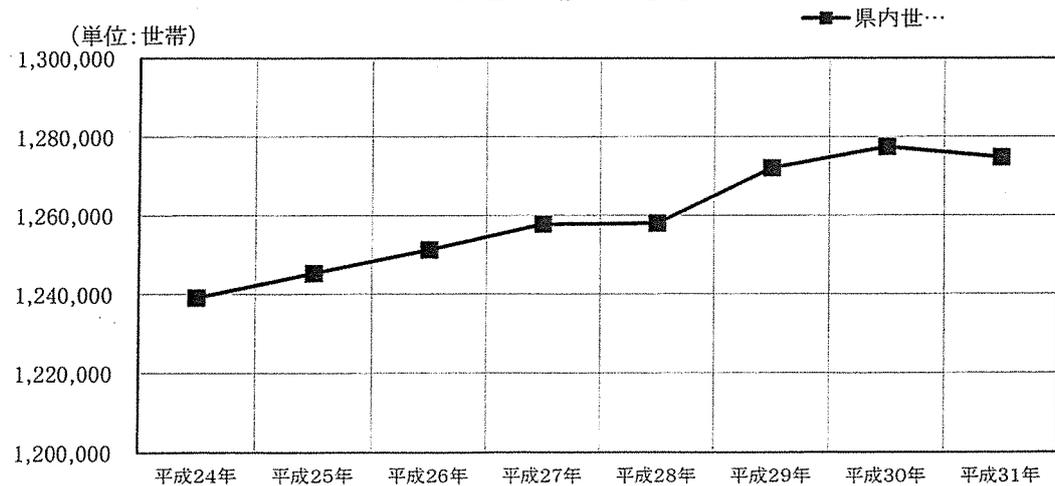
(単位:%)

区分	24年~25年	25年~26年	26年~27年	27年~28年	28年~29年	29年~30年	30年~31年
三原市	△ 0.1	0.2	0.1	△ 0.6	0.2	△ 0.6	△ 1.0
尾道市	0.1	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.0	△ 0.4	△ 0.8
世羅町	0.3	△ 0.2	0.0	△ 1.0	0.7	△ 0.2	△ 1.2
管内	0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.6	0.1	△ 0.5	△ 0.9
広島県	0.5	0.5	0.5	0.0	1.1	0.4	△ 0.2

管内世帯数の推移



県内世帯数の推移



5 人口動態総覧

(単位:人)

(平成29年)

区分	出生児数	死亡者数		死産数		周産期死亡数		婚姻数	離婚数			
		乳児	新生児	自然	人工	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡					
三原市	588	1,343	1	1	5	-	5	1	-	1	329	132
尾道市	770	2,078	1	-	21	5	16	3	3	-	449	179
世羅町	98	289	-	-	1	1	-	1	1	-	40	23
管内	1,456	3,710	2	1	27	6	21	5	4	1	818	334
広島県	22,150	30,795	41	20	461	229	232	77	66	11	13,177	4,603
全国	946,065	1,340,397	1,761	832	20,358	9,738	10,620	3,308	2,683	625	606,866	212,262

(注) 平成29年人口動態統計年報による。

(平成29年)

区分	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	乳児 死亡率 (出生千対)	新生児 死亡率 (出生千対)	死産率 (出生千対)		周産期死亡率 (出生千対)		婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)		
					自然	人工	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡				
三原市	6.2	14.1	1.7	1.7	8.4	-	8.4	1.7	-	1.7	3.5	1.39
尾道市	5.6	15.0	1.3	-	26.5	6.3	20.2	3.9	3.9	-	3.2	1.29
世羅町	5.9	17.4	-	-	10.1	10.1	-	10.1	10.1	-	2.4	1.39
管内	5.8	14.8	1.4	0.7	18.2	4.0	14.2	3.4	2.7	0.7	3.3	1.33
広島県	7.9	11.0	1.9	0.9	20.4	10.1	10.3	3.5	3.0	0.5	4.7	1.65
全国	7.6	10.8	1.9	0.9	21.1	10.1	11.0	3.5	2.8	0.7	4.9	1.70

(注) 平成29年人口動態統計年報による。

6 選択死因死亡者数

(単位:人)

(平成29年)

区 分	総 数	三 原 市	尾 道 市	世 羅 町	管 内 率	広 島 県	県 率
総 数	3,710	1,343	2,078	289	100.0	30,795	100.0
結 核	3	1	-	2	0.1	46	0.1
悪 性 新 生 物	908	331	516	61	24.5	8,321	27.0
糖 尿 病	51	9	39	3	1.4	300	1.0
高 血 圧 性 疾 患	27	3	24	-	0.7	173	0.6
心 疾 患	639	224	363	52	17.2	5,060	16.4
脳 血 管 疾 患	349	143	178	28	9.4	2,366	7.7
大動脈瘤及び解離	30	4	20	6	0.8	387	1.3
肺 炎	255	89	136	30	6.9	2,236	7.3
慢性閉塞性肺疾患	58	13	41	4	1.6	432	1.4
喘 息	5	3	2	-	0.1	33	0.1
肝 疾 患	41	14	19	8	1.1	348	1.1
腎 不 全	84	32	49	3	2.3	683	2.2
老 衰	316	147	140	29	8.5	2,388	7.8
不慮の事故	111	45	54	12	3.0	957	3.1
自 殺	58	20	34	4	1.6	451	1.5
そ の 他	775	265	463	47	20.9	6,614	21.5

(注) 平成29年人口動態統計年報による。

7 主要死因の状況

(平成29年)

区 分	管 内			広 島 県			全 国		
	順位	率 (人口10万対)	総死亡に 対する割合 (%)	順位	率 (人口10万対)	総死亡に 対する割合 (%)	順位	率 (人口10万対)	総死亡に 対する割合 (%)
総 数	-	1,482.2	100.0	-	1,104.2	100.0	-	1,075.3	100.0
悪 性 新 生 物	1	362.8	24.5	1	298.4	27.0	1	299.5	27.9
心 疾 患	2	255.3	17.2	2	181.4	16.4	2	164.3	15.3
脳 血 管 疾 患	3	139.4	9.4	4	84.8	7.7	3	88.2	8.2
老 衰	4	126.3	8.5	3	85.6	7.8	4	81.3	7.6
肺 炎	5	101.9	6.9	5	80.2	7.3	5	77.7	7.2
不慮の事故	6	44.3	3.0	6	34.3	3.1	6	32.4	3.0
自 殺	7	23.2	1.6	7	16.2	1.5	7	16.4	1.5
肝 疾 患	8	16.4	1.1	8	12.5	1.1	8	13.7	1.3
高 血 圧 性 疾 患	9	10.8	0.7	9	6.2	0.6	9	7.7	0.7
結 核	10	1.2	0.1	10	1.6	0.1	10	1.9	0.2

(注1) 平成29年人口動態統計年報による。

(注2) 管内の率(人口10万対)の算出の基となる人口は平成29年1月1日現在の住民基本台帳年報による。

8 悪性新生物の部位別状況(管内)

(単位:人)

区分	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
計	971	1,003	925	975	999	948	915	959	914	925	908
食道	29	23	20	22	15	28	25	16	16	16	24
胃	151	154	131	131	141	123	120	116	91	107	93
結腸	60	67	70	73	73	74	77	79	82	81	83
直腸肛門	33	36	41	33	42	26	31	38	28	38	42
肝臓	151	131	131	127	126	118	104	105	107	108	101
胆のう	43	45	41	35	52	46	36	41	37	43	40
膵臓	69	65	57	78	81	80	70	93	96	95	78
気管・肺	180	224	182	186	188	203	180	184	187	168	177
乳房	23	25	30	32	25	26	29	28	19	32	28
子宮	12	10	15	18	18	13	17	19	25	6	13
白血病	22	22	18	30	14	17	16	22	18	18	31
その他	198	201	189	210	224	194	210	218	208	213	198

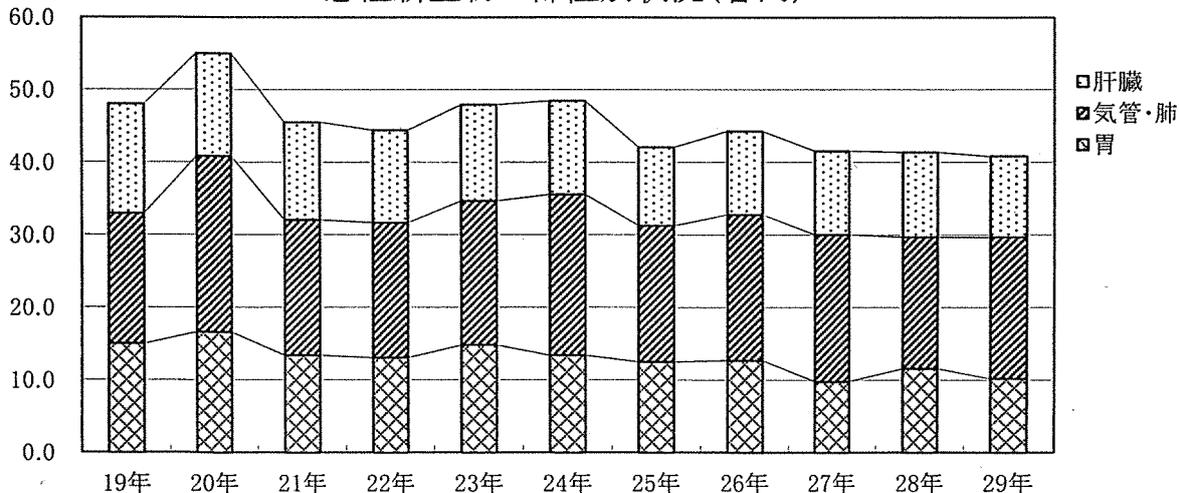
(単位:%)

区分	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
食道	2.9	2.5	2.1	2.2	1.6	3.1	2.6	1.8	1.7	1.7	2.6
胃	15.1	16.6	13.4	13.1	14.9	13.4	12.5	12.7	9.8	11.6	10.2
結腸	6.0	7.2	7.2	7.3	7.7	8.1	8.0	8.6	8.9	8.8	9.1
直腸肛門	3.3	3.9	4.2	3.3	4.4	2.8	3.2	4.2	3.0	4.1	4.6
肝臓	15.1	14.2	13.4	12.7	13.3	12.9	10.8	11.5	11.6	11.7	11.1
胆のう	4.3	4.9	4.2	3.5	5.5	5.0	3.8	4.5	4.0	4.6	4.4
膵臓	6.9	7.0	5.8	7.8	8.5	8.7	7.3	10.2	10.4	10.3	8.6
気管・肺	17.9	24.2	18.7	18.6	19.8	22.2	18.8	20.1	20.2	18.2	19.5
乳房	2.3	2.7	3.1	3.2	2.6	2.8	3.0	3.1	2.1	3.5	3.1
子宮	1.2	1.1	1.5	1.8	1.9	1.4	1.8	2.1	2.7	0.6	1.4
白血病	2.2	2.4	1.8	3.0	1.5	1.9	1.7	2.4	1.9	1.9	3.4
その他	19.7	21.7	19.4	21.0	23.6	21.2	21.9	23.9	22.5	23.0	21.8

(注) 平成29年人口動態統計年報による。

(単位:%)

悪性新生物の部位別状況(管内)



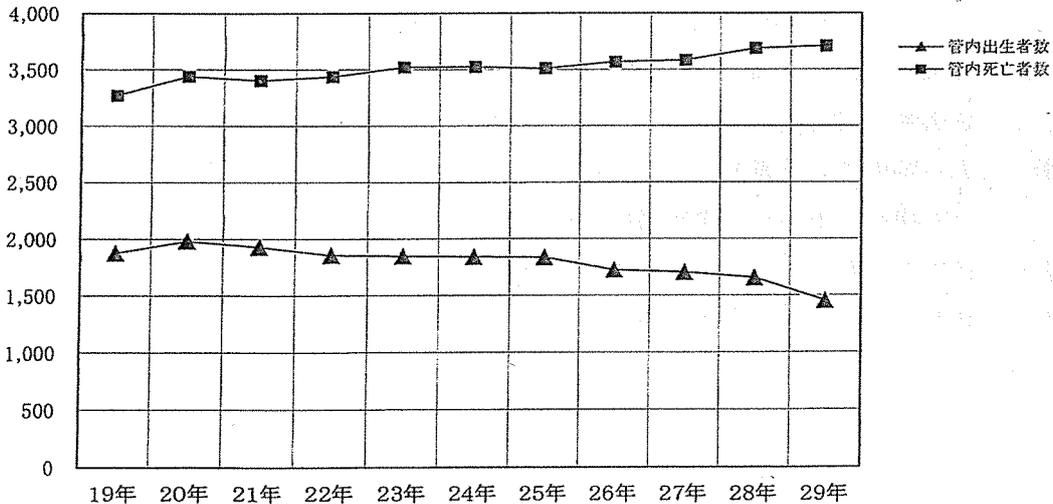
9 市町別出生者数・死亡者数の推移

(単位:人)

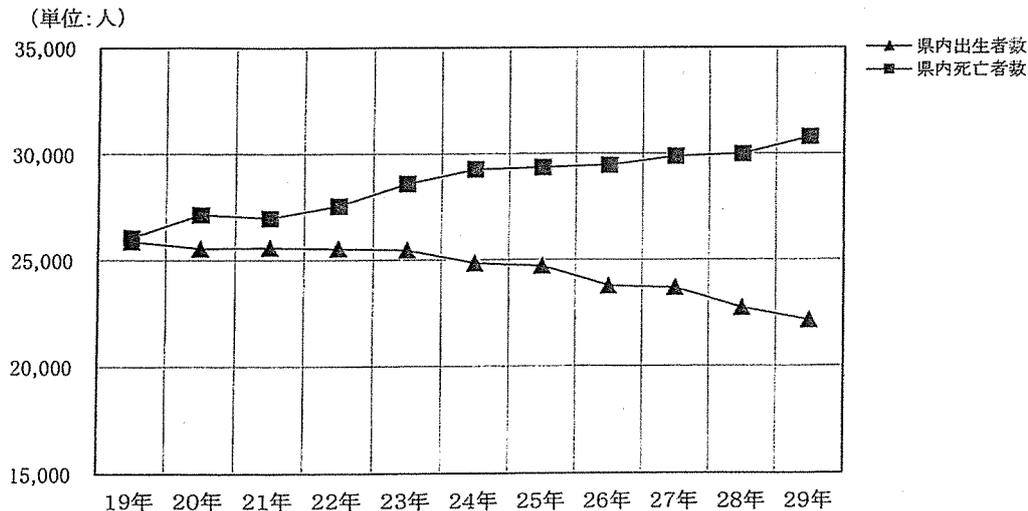
区分		19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
三原市	出生	709	806	796	680	756	755	766	680	687	618	588
	死亡	1,190	1,209	1,221	1,208	1,172	1,219	1,255	1,244	1,288	1,261	1,343
尾道市	出生	1,050	1,057	1,034	1,056	993	998	975	921	923	928	770
	死亡	1,783	1,944	1,874	1,925	2,032	2,023	1,958	2,046	2,009	2,121	2,078
世羅町	出生	117	118	99	120	100	88	96	124	94	110	98
	死亡	302	290	311	307	319	284	300	280	289	306	289
計	出生	1,876	1,981	1,929	1,856	1,849	1,841	1,837	1,725	1,704	1,656	1,456
	死亡	3,275	3,443	3,406	3,440	3,523	3,526	3,513	3,570	3,586	3,688	3,710
広島県	出生	25,887	25,560	25,596	25,546	25,469	24,846	24,713	23,775	23,678	22,736	22,150
	死亡	26,070	27,150	26,992	27,561	28,608	29,273	29,358	29,463	29,879	29,994	30,795
全国	出生	1,089,818	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231	1,029,762	1,003,539	1,005,677	976,913	946,065
	死亡	1,108,334	1,141,865	1,141,865	1,197,012	1,253,066	1,256,359	1,268,291	1,273,004	1,290,444	1,307,617	1,340,397

(注) 平成29年人口動態統計年報による。

(単位:人) 管内出生者数・死亡者数の推移



県内出生者数・死亡者数の推移



## 10 人口動態統計

(統計作成上の参考)

人口動態統計は人口動態調査から、日本人の日本における各年中に発生した事象を住所地によって集計したものである。

### 用語の解説

乳 児 死 亡	生後1年未満の死亡をいう。
新 生 児 死 亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
死 産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 ① 胎児を出生させることを目的とした場合 ② 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周 産 期 死 亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものをいう。
婚 姻	人口動態でいう婚姻とは、市町長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選 択 死 因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主 要 死 因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

各比率の算出方法は次のとおりである。

$$\text{出生・死亡・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡・新生児死亡率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+生後1週未満の死亡)数}}{\text{出産(出生+妊娠満22週以後の死産)数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \quad \text{出産数とは、出生数に死産数を加えたものである。}$$

死因分類については、「人口動態統計用死因分類表」を使用した。

なお、平成7年から死因分類等の改正が行なわれており、統計の観察には注意が必要である。